

# 不法無線局による障害事例

不法無線局とは、電波の利用に必要な無線局の免許が無いのに開設（電波の発射が可能な状態）または運用した無線局をいいます。

この不法無線局から出される電波である不法電波は、免許を受けて使用している無線局の通信を妨害し、さらに改造された不法無線局からの不法電波は、携帯電話やテレビ・ラジオ、さらに消防・救急、警察や鉄道、航空機などの人命に関わる重要無線通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。

○ 不法パーソナル無線

不法パーソナル無線には、免許を取得しないで運用するもの、パーソナル無線用周波数以外の電波が発射できるように改造したものや周波数を独占して使用できるように改造した不法な無線機を運用するものがあります。

不法に改造したパーソナル無線は、携帯電話の通信障害の原因となるおそれがあります。

○ 不法アマチュア無線

不法アマチュア無線には、免許を取得しないで運用するもの、アマチュア無線用周波数以外の周波数の電波が発射できるように不法に改造した無線機を運用するものがあります。

不法に改造した無線機でアマチュア無線用周波数以外の150MHz帯や400MHz帯の周波数を使用すると、この周波数帯が消防・救急・鉄道などの公共性の高い重要無線通信用にも使用されていることから、これら重要無線通信に重大な影響を与える場合があります。

○ 不法市民ラジオ

不法市民ラジオが使用する周波数帯（26.1MHz～28MHzの周波数）には、小型船舶等が漁業通信や緊急通信に使用している周波数があり、これらに妨害があった場合には人命に関わる影響が出るおそれがあります。

また、不法無線機の出力が大きい場合は、テレビの画面にブロック状の模様が出たり音声がかかるなど視聴が困難となることがあるほか、ラジオや電話回線に音声や雑音が入り電子機器（OA機器、クーラー等）が誤動作するなど、社会的に大きな影響を与える場合があります。

